

## 壱岐市農業委員会定例会（令和6年2月） 議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日（木）午前9時  
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室  
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 17名  
4. 欠席委員 ・番・・委員  
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・  
6. 議事日程

第1. 議事録署名委員の指名 ・番 ・・委員 ・・番 ・・委員

第2. 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する  
意見について

議案第11号 令和5年度農用地利用集積計画の承認について（第6回）

### 7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前ではありますが、只今より令和6年2月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・番・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名人は、・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めますが、最初の案件は、・・委員の関係の案件でありますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は、全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、4件の贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

#### 9番 土地の所在

郷ノ浦町有安触	字牧ノ口	・・番・	地目	畠	面積	653m <sup>2</sup>
同じく	字油角	あぶらすみ ・・・番・	地目	畠	面積	705m <sup>2</sup>
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	447m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	713m <sup>2</sup>
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	2187m <sup>2</sup>
郷ノ浦町有安触	字深坂	・・・番	地目	畠	面積	980m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	田	面積	561m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	田	面積	923m <sup>2</sup>
同じく	字小柏	こがしわ ・・・番・	地目	畠	面積	931m <sup>2</sup>
芦辺町住吉前触	字當ヶ坂	とうがさか ・・番	地目	田	面積	1629m <sup>2</sup>
譲渡人	・・・・・・・					
譲受人	・・・・・・・					

経営地面積は、田が19643m<sup>2</sup>、畠が43708m<sup>2</sup>、計63351m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラ、田植機を所有されてあります。

農作業歴は本人が20年です。

通作距離については、50mです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月19日に・・委員さんと譲受人と父親との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。・・です。本来ならば・・委員さんの案件でありますが、議事参与の制限によりまして、私が補足説明致します。

事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

お父さん名義の農地全てを子供さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第8号9番は決定します。

・・委員の入室を許可します。

議長 続きまして、10番の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願いします。

10番 土地の所在

勝本町北触	字大屋	おおや	・・・番	地目	田	面積	1048m <sup>2</sup>
-------	-----	-----	------	----	---	----	--------------------

同じく			・・・番・	地目	田	面積	1987m <sup>2</sup>
-----	--	--	-------	----	---	----	--------------------

同じく	字打越	うちごし	・・・番	地目	田	面積	2476m <sup>2</sup>
-----	-----	------	------	----	---	----	--------------------

同じく	字打越川	うちごしがわ	・・・番・	地目	田	面積	891m <sup>2</sup>
-----	------	--------	-------	----	---	----	-------------------

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が10292m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラ、刈払機を所有されてあります。

農作業歴は本人が30年です。

通作距離については、30m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月22日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　皆さんおはようございます。担当は・・委員さんですが、病気のため代わりにわたくし・・が事務局と・・さんと現地確認を致しました。

譲渡人は島外在住であるため所有している農地を・・さんが譲り受けて耕作を行うという事でありました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第8号10番は決定します。

続きまして、11番の説明を求めます。

事務局　　はい、2頁をお願いします。

11番　土地の所在

芦辺町住吉東触	字山倉	・・番	地目	田	面積	907m <sup>2</sup>
同じく	字二反田	・・・番・	地目	田	面積	1028m <sup>2</sup>
同じく		・・・番・	地目	田	面積	1577m <sup>2</sup>
同じく	あぶらだ 字油田	・・・番	地目	田	面積	564m <sup>2</sup>
同じく		・・・番・	地目	畑	面積	1019m <sup>2</sup>
譲渡人	・・・・・・・					
譲受人	・・・・・・・					

経営地面積は田が8942m<sup>2</sup>、畑が1791m<sup>2</sup>、計10733m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人　体調不良により管理できないため、譲受人へ贈与する。

譲受人　譲渡人の要望により、受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますか、経営状況は水稻、野菜、飼料作物の作付けです。

農機具は、耕運機、稲刈機、軽トラックを所有されてあります。

農作業歴は本人50年、妻50年です。通作距離については4.0km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」でありますか、水稻、野菜、飼料の作付けでありますか、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月20日に・・委員さんとの譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月20日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんが体調不良であるため、親戚である譲受人の・・さんが譲り受け水稲、野菜等を耕作するそうです。何ら問題はないかと思いますが皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第8号11番は決定します。

続きまして、12番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

#### 12番 土地の所在

芦辺町深江本村触	字牛丸	・・番	地目	田	面積	1 1 2 6 m <sup>2</sup>
同じく		・・番	地目	田	面積	6 9 0 m <sup>2</sup>
同じく		・・番	地目	田	面積	7 6 1 m <sup>2</sup>
同じく		・・番	地目	田	面積	4 0 2 1 m <sup>2</sup>
同じく		・・番	地目	田	面積	7 8 3 m <sup>2</sup>
同じく		・・番	地目	田	面積	2 6 5 3 m <sup>2</sup>
同じく		・・番	地目	田	面積	1 2 0 5 m <sup>2</sup>
同じく	字杉ノ木	・・・番	地目	田	面積	1 5 3 2 m <sup>2</sup>
芦辺町諸吉二亦触	字鍬作 <small>くわつくり</small>	・・・番	地目	田	面積	2 8 0 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	田	面積	1 0 2 7 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	田	面積	8 9 3 m <sup>2</sup>
同じく	字瀧ノ上	・・・番	地目	畠	面積	1 4 9 3 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	1 1 0 8 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	7 7 4 m <sup>2</sup>
同じく	字高尾	・・・番	地目	田	面積	4 5 2 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	田	面積	1 2 6 8 m <sup>2</sup>
同じく	字東高尾	・・・番	地目	田	面積	8 9 3 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	田	面積	1 1 4 4 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	田	面積	1 6 4 1 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	畠	面積	1 3 4 m <sup>2</sup>
芦辺町中野郷東触	字岩谷 <small>いわや</small>	・・・番	地目	田	面積	1 2 3 7 m <sup>2</sup>
同じく		・・・番	地目	田	面積	8 3 1 m <sup>2</sup>

同じく 字古屋 ・・・番・ 地目 田 面積 1168m<sup>2</sup>

芦辺町湯岳本村触 字大畑 ・・・番・ 地目 田 面積 2607m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が23705m<sup>2</sup>、畑が16405m<sup>2</sup>、計40110m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 高齢のため後継者へ生前贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、2tダンプを所有されてあります。

農作業歴は本人27年、妻25年です。通作距離については、近いところで1.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、施設園芸の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2月19日に馬場委員さんとの譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

お父さんの農地全てを子供さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようでの、議案第8号12番は決定します。

続きまして、議案第9号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

議案第9号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2番 土地の所在

郷ノ浦町有安触 字宮山 ・・・番・ 地目 畑 面積 117m<sup>2</sup>

同じく 字石掛 いしかけ ・・・番・ 地目 畑 面積 478m<sup>2</sup>

転用目的 事務所及び駐車場

譲渡人 ・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・

申請理由 現在大阪にて事業を行っているが、新規事業として隣接ヘグランピング施設の開業を検討しており、申請地を借受け、現事業とグランピング施設の管理を行うサテライトオフィス及び駐車場を整備したいので申請します、というものです。

権利の設定内容は、賃貸借です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。2月19日に・・委員さんとの譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わりります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

櫻尾委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

櫻尾委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

只今の事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

申請者の・・・・さんは、本市においてグランピング施設の建築を計画しております。この・・・・さんは、・・・さんのお孫さんのご主人で仁・・・も夫婦で経営されております。話によりますと大阪で70人の従業員を雇用されており、ITの会社でございます。そういったなかでグランピング施設の建築これに伴うサテライトオフィスと駐車場を整備したいという事であります。合併浄化槽を整備する予定であるので周辺農地への影響はないと思います。周辺の皆さんのご意見を事前に聞いております。そういったなかでなんら問題はない、影響もない、お孫さんたちも地元のご理解、説明もされて、そして元はと言えば実家を守りたいというのがお孫さんたちのご希望です。将来的には壱岐でITプログラマーを養成したい。雇用の方にも力を入れたいということで皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようでの、議案第9号2番は決定します。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願いします。

3番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字辻 ・・・番・ 地目 畑 面積499m<sup>2</sup>

転用目的 一般住宅用地

譲渡人 ・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を買い受けて自己の居宅を建築したいので申請します、というもの

です。権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和5年12月12日に完了致しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は9頁から11頁です。昨年の8月25日の農振地域除外時に・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・番　・・委員。

・・委員　　みなさんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、昨年の8月の定例会の時に農振除外について、ご承認いただいた案件です。

2月17日に・・さん本人に電話で確認したところ、転用許可が下り次第、計画通り着工したいということでありました。周辺農地には、影響はないと思いますので皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第9号3番は決定します。

続きまして、4番の説明を求めます。

事務局　　はい、5頁をお願いします。

4番　土地の所在

芦辺町諸吉南触　字長坂　・・番・　地目　田　面積445m<sup>2</sup>

転用目的　一般個人住宅

譲渡人　・・・・・・・

譲受人　・・・・・・・

申請理由　現在、借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を譲り受けて自己の居宅を建築したいので申請します、というものです。権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和5年12月12日に完了致しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は12頁から14頁です。昨年の8月25日の農振地域除外時に・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　　担当の馬場です。

事務局の説明の通り、昨年の8月の定例会の時に農振除外について、ご承認いただいた案件です。

本人に確認したところ、転用許可が下り次第、計画通り着工したいということでありました。周辺農地には、影響はないと思いますので皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第9号4番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第10号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　はい、15頁をお願いします。

議案第10号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、

郷ノ浦町有安触 字宮山 ・・・番・ 地目 畑 面積169m<sup>2</sup>

除外目的、宿泊施設用地

申請人 ・・・・・・

申請理由 申請地を宿泊施設用地として整備したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は20頁から22頁です。

2月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・番 ・・委員。

・・委員　先ほどと関連する事案であります。

目的は、宿泊施設用地ということで、面積的には少ないわけでありますけど、トレーラーハウスを設置したいということとその管理ということでされております。農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、関連施設でございますけれどもひとつよろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号1番は、決定いたします。

続きまして、2番の説明を求めます。

事務局　　はい、15頁をお願いします。

2番 土地の所在、

郷ノ浦町志原西触 字加納 ・・・番・の一部 地目 畑 面積763m<sup>2</sup>のうち296.32m<sup>2</sup>

除外目的、住宅用地

申請人 ・・・・・・・

申請理由 申請地に住宅を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は23頁から25頁です。

2月19日に・・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員

・・委員 事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

申請人の・・さんは、現在、母親と一緒に市営住宅に住んでおり、1月に入籍しましたが、市営住宅では手狭となり同居は困難であるということです。母と一緒に住むため、伯父所有の申請地を譲り受けて、持ち家を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号2番は、決定いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、16頁をお願いします。

3番 土地の所在、

郷ノ浦町平人触 やまかた 字山方 ・・番・の一部 地目 畑 面積1265m<sup>2</sup>のうち  
24.4m<sup>2</sup>

除外目的、道路用地

申請人 ・・・・・・・

申請理由 申請地を拡張し、自宅への進入路として利用するため、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は26頁から28頁です。

2月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、申請者と現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 続きまして、担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

申請者の自宅の門口の通路幅が狭く見通しが悪いので、通行等の安全を確保するため通路幅を広くしたいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。特に、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議を

よろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号3番は、決定いたします。

続きまして、4番の説明を求めます。

事務局　　はい、16頁をお願いします。

4番　土地の所在、

芦辺町諸吉仲触　字麻ノ木　あさのき　・・・番の一部　地目　畠　面積1295m<sup>2</sup>の  
うち437m<sup>2</sup>

除外目的、住宅用地

申請人　・・・・・・・・

申請理由　申請地に住宅を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は29頁から31頁です。

2月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。  
以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　担当の馬場です。

事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

申請人の・・さんは、現在、単身赴任をしており、妻子が芦辺町の実家に住んでいるそうです。実家には両親も住んでおり、手狭であるので、子供たちと一緒に住むための持ち家を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号4番は、決定いたします。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局　　はい、17頁をお願いします。

5番　土地の所在、

芦辺町諸吉南触　字平毛　ひらげ　・・・番・の一部　地目　田　面積3700m<sup>2</sup>の  
うち501m<sup>2</sup>

除外目的、飲食店兼宿泊施設用地

申請人　・・・・・・・・

申請理由　申請地に飲食店兼宿泊施設を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は32頁から34頁

です。

2月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。  
以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

申請人の・・さんは、現在、個人事業として建設業を経営しておりますが、事業拡大として飲食店と宿泊施設を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

飲食店は、汲み取り、宿泊施設は合併浄化槽を設置される予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号5番は、決定いたします。

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局　　はい、17頁をお願いします。

6番　土地の所在、

芦辺町中野郷西触　字筒井　・・・番・　地目　田　面積　787m<sup>2</sup>

除外目的、事務所兼資材置場用地

申請人　・・・・・・・

申請理由　申請地に事務所兼資材置場を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は35頁から37頁です。

2月19日に・・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

申請者の・・・・・の・さんは、申請地を農作業受委託などの事業拡大のため事務所と資材置き場を整備したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。特に周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号6番は、決定いたします。

続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 はい、18頁をお願いします。

7番 土地の所在、

芦辺町箱崎大左右触 字小場 ・・・番・ 地目 田 面積 331m<sup>2</sup>

同じく ・・・番・ 地目 田 面積 477m<sup>2</sup>

除外目的、宿泊施設用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に宿泊施設を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は、38頁から40頁です。

2月19日に・・委員さんと申請者の立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

申請者の・・・・・・・さんは、本市の経済発展に寄与するため、宿泊施設を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

公共下水道につなげる予定であるので周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号7番は、決定いたします。

続きまして、8番の説明を求めます。

事務局 はい、18頁をお願いします。

8番 土地の所在、

石田町本村触 字水畑 ・・・番・ 地目 畑 面積 1141m<sup>2</sup>

同じく ・・・番・ 地目 田 面積 2208m<sup>2</sup>

除外目的、重機置き場兼資材置き場

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に重機置場兼資材置場を整備したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は41頁から43頁です。

2月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

申請者の・・・・・さんは、現在使用している重機置き場や資材置き場が狭くて、資材が混在しているため、新たに重機置き場と資材置き場を整備したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

特に周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号8番は、決定いたします。

続きまして、9番の説明を求めます。

事務局　　はい、19頁をお願いします。

9番　土地の所在、

石田町石田東触　字久保　・・・番・　地目　畠　面積　1855m<sup>2</sup>

除外目的、事務所兼展示場兼資材置場用地

申請人　　・・・・・

申請理由　申請地に事務所兼展示場兼資材置場を整備したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は44頁から46頁です。

2月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員　　はい。

議長　　はい、・・番　・・委員。

・・委員　皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、2月19日に現地確認を致しました。

申請者の・・・・・さんは、石材業を行っておりますが、敷地が手狭になつたため、新たに事務所兼展示場兼資材置き場を整備したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。特に周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長　　はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第10号9番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第11号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について（第6回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局　　はい、47頁をお願いします。

議案第11号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について」今年度6回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は20件、借り手が15人、貸し手が18人です。田が51筆、53,933m<sup>2</sup>、畠が14筆で15,032m<sup>2</sup>、合計65筆で68,965m<sup>2</sup>となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を

頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、48頁から49頁に掲載を致しておりましたので、よろしくお願ひします。

議長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第10号は決定します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、3月の定例会の日程を令和6年3月25日(月)午前9時から行います。

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。

事務局 私から2点あります。今月の議案にもありました、転用の件で、最近グランピングとかキャンプ場とか車を持ってきて、キャンプする場所とかそういうのに使いたいとかいう申請とか相談が結構増えております。それで今日の案件でもあったのですが、トレーラーハウスとかタイヤ付きの車を持ってきておくだけの話、使い方があるのですが、コンテナとかを置いたりとかするのですが、置くだけとか、農地から農地以外で使用することになるのです。許可及び届出等が必要となると基本的には思っていただきたい。各担当地区で相談があると思うですが、そういう場合は、農業委員会の許可や届出が必要とかという話を聞いていただいて、詳しくは事務局へ連絡又は言ってくれと伝えていただければと思います。これが1点目です。

2点目、今年度の活動記録簿の提出について、活動報酬の支払いの関係がありまして、年度内に支払いをしなければなりません。活動報酬というのは、毎月21日に入っている定額の報酬とは別に活動記録簿を書いてもらったものを積み上げて計算して追加で報酬が出るようになっていますので提出されていない委員さんは、提出をお願いします。

事務局 3月1日に壱岐市合併20周年記念式典に皆様ご出席されると思われますので、宜しくお願ひします。

・・委員 活動記録簿の件ですが、を毎月の定例会に提出したらどうでしょうか。

事務局 基本的には、今そうなっています。皆様はその時提出しております。

・・委員 定例会の時に出すのが基本ということですね。それと関連して私の受け持ち地区の推進委員は、3つの公民館地区があるのですが、たまたま今度の改選で担当地区を1区任されたのですが、深江の方と川北の方とありますが、全体の地図というのは、農業委員として1部必要ではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。深江の5部落は、推進委員だけ地図を持っているわけです。川北の3部落は、それぞれの委員さんが持っているわけです。取りまとめの農業委員の私の方には、どういった状況なのか地図上にも見えないし、この間現地確認を行った時にはじめてわかったので、地図などが欲しいのですが、ご検討をお願いします。

事務局 3月の定例会で話をしてたのですが、基本的には、農業委員さんは、航空写真

を持っていなかったのです。基本的には、利用状況調査、夏場の調査をしてもらうことになったのと、勝本の委員や谷島会長や横山委員さんは、元々利用状況調査をしてあったので航空写真を持ってあったのですが、それ以外の方、基本的には、皆さん持ってなくて利用状況調査をする時は野帳や写真を渡しといて、必要があった時は、最適化推進委員と連絡をとってもらって現地の確認に行く。例えば転用の許可とかの現地確認の場合は、事務局に連絡してから行ってもらう、この作業がまた野帳から全部を出してとなって、例えば深江地区全部を出した時にまた、利用状況調査は利用状況調査で出した時に、それようになつた時の管理というのが、大変になるのではないかと。今後も利用状況調査をしてあるところの写真と野帳は変えないようにとおもっているのですが。どちらがいいかですね。

・・委員 私が思うに利用状況調査の時に、推進委員さんに見せてもらってから、現地がこのようになっているとか、それだけでも構わないのでないかと思われるのですが、ただ現地確認を年間してると、耕地が用をなしていないのではないかとかねて見回る時に・・・。

事務局 そこは、最適化推進委員さんの地区になるわけですので、最適化推進委員さんに連絡してもらって、気になった時に一緒に行くと。そこは、最適化推進委員さんの管轄になるので。相対的に言ったら農業委員もそこの管轄になるが、調査をしてもらうのは、最適化推進委員になるのでそこは連絡をとって、そのために活動の10日の中にも他の委員さんと連絡をとってという項目を作っているので、そちらの方で対応していただければと思います。印刷するのも金がかかるので、ご理解お願いします。

・・委員 分かりました。

・・委員 キャンピングカーを一週間ほど農地に置きたいと言われたらどうでしょうか。

事務局 期間が問題です。たちまちは、そこがいつまでの話、ずっとがいつまでのか、ちょっとがいつまでかの話になる。たちまちはいいと言つといて、期限がきていつまでもいいとか、ここでは何日かきめられないから。そこは、現場、現場のことですが。人から言われだしたり、電話があつたりするから。転用したところでないとダメとか。1週間とか、そこを駐車場とかに使うならそこは、基本的にはアウトでしょう。

・・委員 工事はどうなるのですか。

事務局 工事は届出がいります。工事の現場事務所とかは、届出をもらったり、県の工事で収用の場合は県の工事だから出さなくていいとか。収用法とかが関係するので。人から見られてどう思われるのか、工事だったら工事期間で届出とか申請があるから、設計に入つてない事務所は、その期間がいつという届出だけで済むので、定例会には報告はないのですが、そのような扱いになります。難しい時は、事務局に連絡していただいたらこちらから連絡したりします。

・・委員 関連して畠全体にロールを置いてあるのはダメなんでしょうね。

事務局 ロールは、基本的に1年ですね。1年でだいたい処理してしまわなければならないという話だけど、隅っこに置けばいいのですが、ただそこをロール置き場にしたりとかは違反です。その農地に全部集めるとか、大体は、その農地に一

束、二束置いておくとか。

・・委員 転用許可とか出せばいいのですか。

事務局 転用許可は出すのですが、多分通らないと思います。ロール置き場という定義がですね。

・・委員 資材置き場はだめですか。

事務局 県がどのように言うかでしょうね。ロールとかの定義がですね。家の近くで、農業用の置き場とかの申請をするのだったら。機械とかも置くなら。基本的にロールだけは受けたことはないですね。プラスアルファで何かを置くとかですね。

・・委員 流動化について、10a当たり5,000円の助成金がなくなるというのは、周知されるのですか。

事務局 今年度4月1日の法改正で、流動化補助金、基盤強化法による利用権設定、今日審議した第6回の分ですが、反当5,000円、借主と土地所有者それぞれにですが、要件が75歳以上は出さないとか、法人とか、基盤整備や21型圃場には出さないとかあるのですが、この貸し借りというのが、4月1日に法改正がありまして、この法律による貸し借りがなくなるのですね。6年度末。7年の3月31日までが法律による貸し借りができる期間になります。あと1年あるので。そもそも貸し借りのルールというのは、農林課が作ってあってそれを農業委員会が事務委任を受けていて委員会で処理をしている形になります。委員会の方で更新の通知とか出しているので、農林課と話して来年7月1日の更新の時から、その一文を入れて、流動化がなくなるので、機構法、農地中間管理機構を推進するチラシを入れて周知していきたいと、プラス市報にも入れて周知していきたいと、法律自体がなくなるので。

・・委員 10a当たり5,000円はいらないけど、貸し借りの契約をとりたいというのは。

事務局 それもないですよ。法律がなくなるから。補助金がなくなるというのは、本市以外ではなくしている所が多いですよ。自主財源になるから。

・・委員 口頭契約になるのですか。

事務局 それか農地中間管理機構ですね。

・・委員 農地中間管理機構を通じてですね。

事務局 事務局としては、ヤミ小作を認められないから。若しくは、農地法3条の貸し借り、ただこれをした時には、申請するときも農業委員会に諮らなければならないし、解約する時も議案にかけなければならない。期間を5年とか決めていても自動ではない。農地法でやる場合は。期間が過ぎる時は、やめる時、解約する時はまた議案としてあげなければならない。面倒な手続きになる。

・・委員 最低、それは通さなければならないのですか。

事務局 一応、そういうふうになっております。

・・委員 中間管理機構は、手数料はどこから出るのですか。仲介手数料どこから出るのですか。

事務局 手数料は取ってないです。国の機関だからですね。予算を充ててやってます。農林課で事務委託を受けて、中間管理機構の事務手続きのお金が5、6百万もら

つてるのでですよ。国のお金なので会検の対象となってます。そうした時に流動化で、例えば個人間でやり取りした時に、賃料を振込は借り手の方が所有者の通帳に振り込んだり、持っていったりしてるので、中間管理機構だったら、振込も耕作者の通帳から引き落として、所有者の通帳に振り込みを中間管理機構でしてくれるので、その辺の経費も節減になります。

・・委員 そのような経費がでるのですか。

事務局 国から出ます。賃料全額いきますので。手数料取ったりしないので。

議 長 今件は、私たちも直接事務に携わっていませんが、時々これの説明会を受けた方がいいと思いますので、事務局と農林課で調整していただいて進めていただけたらと思います。

それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。